

熊本県公報

号外 第 1 2 号
平成 29 年 3 月 29 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 平成 29 年度予算の要領…………… (財政課) 1
- 熊本県地域医療構想の策定…………… (医療政策課) 67

告 示

熊本県告示第 280 号の 2

平成 29 年度熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が平成 29 年 2 月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。

平成 29 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 29 年度熊本県一般会計予算

平成 29 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 885,696,718 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円
		153,596,843
	1 県 民 税	54,425,400
	2 事 業 税	26,947,654
	3 地 方 消 費 税	27,834,999
	4 不 動 産 取 得 税	3,579,030
	5 県 た ば こ 税	2,112,946
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	468,370
	7 自 動 車 取 得 税	2,218,297
	8 軽 油 引 取 税	14,130,797
	9 自 動 車 税	21,702,071
	10 鉦 区 税	8,114
	11 狩 猟 税	20,631
12 産 業 廃 棄 物 税	148,534	
2 地方消費税清算金	62,796,010	

款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税清算金	62,796,010
3 地方譲与税		29,426,452
	1 地方法人特別譲与税	26,616,258
	2 地方揮発油譲与税	2,667,335
	3 石油ガス譲与税	126,273
	4 地方道路譲与税	1
	5 航空機燃料譲与税	16,585
4 地方特例交付金		639,817
	1 地方特例交付金	639,817
5 地方交付税		205,084,000
	1 地方交付税	205,084,000
6 交通安全対策特別交付金		388,600
	1 交通安全対策特別交付金	388,600
7 分担金及び負担金		4,131,372
	1 分 担 金	820,247

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	3,311,125
8 使用料及び手数料		9,874,451
	1 使 用 料	7,036,128
	2 手 数 料	2,838,323
9 国庫支出金		155,477,828
	1 国庫負担金	62,737,513
	2 国庫補助金	90,835,967
	3 国庫委託金	1,904,348
10 財産収入		1,472,953
	1 財産運用収入	1,032,903
	2 財産売払収入	440,050
11 寄 附 金		693,959
	1 寄 附 金	693,959
12 繰 入 金		50,067,765
	1 特別会計繰入金	572,767

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	49,494,998
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		114,807,667
	1 延滞金、加算金及び過料等	188,517
	2 県預金利子	59,198
	3 貸付金元利収入	83,409,923
	4 受託事業収入	18,855,442
	5 収益事業収入	4,130,008
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	8,164,510
15 県債		97,239,000
	1 県債	97,239,000
歳入合計		885,696,718

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,818,107
	1 議 会 費	1,818,107
2 総 務 費		38,316,096
	1 総 務 管 理 費	10,559,478
	2 企 画 費	6,297,644
	3 徴 税 費	6,463,437
	4 市 町 村 振 興 費	13,252,881
	5 選 挙 費	19,616
	6 防 災 費	1,063,274
	7 統 計 調 査 費	365,698
	8 人 事 委 員 会 費	153,460
	9 監 査 委 員 費	140,608
3 民 生 費		125,358,200
	1 社 会 福 祉 費	70,708,686

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	28,089,172
	3 生 活 保 護 費	5,203,731
	4 災 害 救 助 費	21,356,611
4 衛 生 費		65,308,625
	1 公 衆 衛 生 費	41,094,435
	2 環 境 衛 生 費	21,579,746
	3 保 健 所 費	1,508,919
	4 医 薬 費	1,125,525
5 勞 働 費		2,721,079
	1 勞 政 費	173,277
	2 職 業 訓 練 費	1,944,389
	3 失 業 対 策 費	501,964
	4 勞 働 委 員 会 費	101,449
6 農 林 水 産 業 費		63,350,250
	1 農 業 費	18,149,374

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,856,075
	3 農 地 費	20,565,472
	4 林 業 費	16,444,887
	5 水 産 業 費	5,334,442
7 商 工 費		93,744,347
	1 商 業 費	85,715,434
	2 工 鉱 業 費	5,508,971
	3 観 光 費	2,519,942
8 土 木 費		86,897,808
	1 土 木 管 理 費	3,536,682
	2 道 路 橋 り よ う 費	38,651,432
	3 河 川 海 岸 費	23,474,092
	4 港 湾 費	5,810,206
	5 都 市 計 画 費	5,566,197
	6 住 宅 費	9,859,199

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 39,113,946
	1 警 察 管 理 費	35,180,961
	2 警 察 活 動 費	3,932,985
10 教 育 費		138,813,418
	1 教 育 総 務 費	30,091,045
	2 小 学 校 費	38,353,378
	3 中 学 校 費	22,364,748
	4 高 等 学 校 費	30,736,853
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,304,997
	6 大 学 費	949,017
	7 社 会 教 育 費	3,417,188
8 保 健 体 育 費	1,596,192	
11 災 害 復 旧 費		41,029,798
	1 総 務 災 害 復 旧 費	92,786
	2 劳 働 災 害 復 旧 費	74,509

款	項	金 額
		千円
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	20,884,878
	4 商工災害復旧費	1,372,731
	5 土木災害復旧費	15,473,515
	6 警察災害復旧費	63,368
	7 教育災害復旧費	3,068,011
12 公 債 費		107,482,360
	1 公 債 費	107,482,360
13 諸 支 出 金		81,542,684
	1 繰 出 金	5,066,390
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	328,828
	3 自動車取得税金 交 付 金	1,581,683
	4 利子割交付金	178,117
	5 利子割精算金	143
	6 地 方 消 費 税 金 清 算 金	27,362,587
	7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	31,589,184

款	項	金 額
		千円
	8 配当割交付金	689,955
	9 株式等譲渡所得割交付金	381,497
	10 軽油引取税金交付金	2,874,689
	11 所得割交付金	11,489,611
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		885,696,718

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県議会棟改修事業 熊 本 市	平成30年度	千円 199,834
2 県庁舎中央監視制御装置等改修事業 熊 本 市	平成30年度	478,005
3 県立劇場施設改修事業 熊 本 市	平成30年度	507,659
4 博物館ネットワークセンターサテライト事業	平成30年度	98,000
5 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号) に基づく平成29年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成29年度 ～平成32年度	7,500
6 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成30年度 ～平成32年度	23,835
	年次別内訳	
	平成30年度	7,945
	平成31年度 平成32年度	7,945 7,945
7 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例 (平成20年熊本県条例 第45号) に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成30年度 ～平成34年度	93,330
	年次別内訳	
	平成30年度	18,666
	平成31年度	18,666
	平成32年度	18,666
	平成33年度 平成34年度	18,666 18,666
8 食肉衛生検査所整備事業 菊 池 市	平成30年度	27,262
9 障がい者訓練委託業務	平成30年度	2,558
10 離職者訓練等委託業務	平成30年度	140,308
11 農地売買支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合 (以下「J A 菊池」と いう。)が公益財団法人熊本県農業公社に 2 億円 を限度額として農地売買支援事業等資金を融資 したことについて損失を受けた場合、県が J A 菊池に行う損失補償	平成29年度 ～平成39年度	120,000
12 農地売買支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会 (以下 「協会」という。)が公益財団法人熊本県農業公 社に8億6,500万円を限度額として農地売買支 援事業資金を貸し付けたことについて損失を受け た場合、県が協会に行う損失補償	平成29年度 ～平成39年度	519,000

事 項	期 間	限 度 額																																										
13 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億4,300万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成29年度 ～平成39年度	千円 86,000																																										
14 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成29年度において総額54億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成30年度 ～平成50年度	597,499																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>農 協 銀 行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.85%以内</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	期 間	利子補給率	個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.85%以内																													
区 分	期 間	利子補給率																																										
個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内																																									
共同	農 協	20年 以内	年1.30%以内																																									
	銀 行		年0.85%以内																																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>63,451</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>65,700</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>65,700</td> </tr> <tr> <td>平成33年度</td> <td>61,968</td> </tr> <tr> <td>平成34年度</td> <td>56,773</td> </tr> <tr> <td>平成35年度</td> <td>51,507</td> </tr> <tr> <td>平成36年度</td> <td>46,240</td> </tr> <tr> <td>平成37年度</td> <td>40,973</td> </tr> <tr> <td>平成38年度</td> <td>35,707</td> </tr> <tr> <td>平成39年度</td> <td>30,440</td> </tr> <tr> <td>平成40年度</td> <td>25,174</td> </tr> <tr> <td>平成41年度</td> <td>19,907</td> </tr> <tr> <td>平成42年度</td> <td>14,640</td> </tr> <tr> <td>平成43年度</td> <td>9,374</td> </tr> <tr> <td>平成44年度</td> <td>4,107</td> </tr> <tr> <td>平成45年度</td> <td>2,219</td> </tr> <tr> <td>平成46年度</td> <td>1,653</td> </tr> <tr> <td>平成47年度</td> <td>1,153</td> </tr> <tr> <td>平成48年度</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>平成49年度</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>平成50年度</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度	63,451	平成31年度	65,700	平成32年度	65,700	平成33年度	61,968	平成34年度	56,773	平成35年度	51,507	平成36年度	46,240	平成37年度	40,973	平成38年度	35,707	平成39年度	30,440	平成40年度	25,174	平成41年度	19,907	平成42年度	14,640	平成43年度	9,374	平成44年度	4,107	平成45年度	2,219	平成46年度	1,653	平成47年度	1,153	平成48年度	653	平成49年度	153	平成50年度	7
平成30年度	63,451																																											
平成31年度	65,700																																											
平成32年度	65,700																																											
平成33年度	61,968																																											
平成34年度	56,773																																											
平成35年度	51,507																																											
平成36年度	46,240																																											
平成37年度	40,973																																											
平成38年度	35,707																																											
平成39年度	30,440																																											
平成40年度	25,174																																											
平成41年度	19,907																																											
平成42年度	14,640																																											
平成43年度	9,374																																											
平成44年度	4,107																																											
平成45年度	2,219																																											
平成46年度	1,653																																											
平成47年度	1,153																																											
平成48年度	653																																											
平成49年度	153																																											
平成50年度	7																																											
15 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成29年度において総額 5 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成30年度 ～平成45年度	46,742																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>			期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内																																						
期 間	利子補給率																																											
15年以内	年1.30%以内																																											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6,080</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>6,250</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>6,250</td> </tr> <tr> <td>平成33年度</td> <td>5,716</td> </tr> <tr> <td>平成34年度</td> <td>5,017</td> </tr> <tr> <td>平成35年度</td> <td>4,310</td> </tr> <tr> <td>平成36年度</td> <td>3,603</td> </tr> <tr> <td>平成37年度</td> <td>2,897</td> </tr> <tr> <td>平成38年度</td> <td>2,190</td> </tr> <tr> <td>平成39年度</td> <td>1,483</td> </tr> <tr> <td>平成40年度</td> <td>1,113</td> </tr> <tr> <td>平成41年度</td> <td>848</td> </tr> <tr> <td>平成42年度</td> <td>588</td> </tr> <tr> <td>平成43年度</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>平成44年度</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>平成45年度</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度	6,080	平成31年度	6,250	平成32年度	6,250	平成33年度	5,716	平成34年度	5,017	平成35年度	4,310	平成36年度	3,603	平成37年度	2,897	平成38年度	2,190	平成39年度	1,483	平成40年度	1,113	平成41年度	848	平成42年度	588	平成43年度	327	平成44年度	67	平成45年度	3										
平成30年度	6,080																																											
平成31年度	6,250																																											
平成32年度	6,250																																											
平成33年度	5,716																																											
平成34年度	5,017																																											
平成35年度	4,310																																											
平成36年度	3,603																																											
平成37年度	2,897																																											
平成38年度	2,190																																											
平成39年度	1,483																																											
平成40年度	1,113																																											
平成41年度	848																																											
平成42年度	588																																											
平成43年度	327																																											
平成44年度	67																																											
平成45年度	3																																											

事 項	期 間	限 度 額
16 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安 定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	平成29年度 ～平成30年度	千円 480,258
17 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安 定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	平成29年度 ～平成30年度	7,172
18 城北家畜保健衛生所整備事業 山 鹿 市	平成30年度	57,392
19 阿蘇家畜保健衛生所整備事業 阿 蘇 市	平成30年度	489,085
20 松の木堰地区県営かんがい排水事業 熊 本 市	平成30年度 ～平成33年度	1,300,000
	年次別内訳 平成30年度 300,000 平成31年度 330,000 平成32年度 330,000 平成33年度 340,000	
21 氷川下流地区県営かんがい排水事業 氷 川 町	平成30年度	300,000
22 昭和地区県営経営体育成基盤整備事業 八 代 市	平成30年度 ～平成31年度	880,000
	年次別内訳 平成30年度 500,000 平成31年度 380,000	
23 野崎地区県営経営体育成基盤整備事業 八 代 市	平成30年度	29,000
24 碓江地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	平成30年度	100,000
25 野崎地区農村地域防災減災事業 八 代 市	平成30年度	67,000
26 豊川北部地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成30年度	775,000

事 項	期 間	限 度 額										
27 森林取得資金利子助成 森林経営に意欲ある担い手が、公益社団法人熊本県林業公社のあっせんを受け森林を取得するために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の担い手に対する利子助成	平成29年度 ～平成33年度	千円 5,000										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以内</td> <td>年20万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成額	5年以内	年20万円以内	年次別内訳 平成29年度 1,000 平成30年度 1,000 平成31年度 1,000 平成32年度 1,000 平成33年度 1,000						
期 間	利子助成額											
5年以内	年20万円以内											
28 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、平成29年度において総額9億5,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成30年度 ～平成50年度	94,135										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年以内 年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設等資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内 年0.85%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内 年1.30%以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内 年0.85%以内
区 分	期 間	利 子 補 給 率										
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内 年1.30%以内										
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内										
共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内 年0.85%以内										
29 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成29年度において総額8,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成30年度 ～平成39年度	6,762										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内	年次別内訳 平成30年度 1,041 平成31年度 1,041 平成32年度 1,041 平成33年度 966 平成34年度 817 平成35年度 668 平成36年度 520 平成37年度 371 平成38年度 223 平成39年度 74						
期 間	利子補給率											
10年以内	年1.30%以内											

事 項	期 間	限 度 額								
30 資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援 利子助成 資源管理計画、漁場改善計画又は浜の活力再生プランに参画した漁業者が、漁船の取得等のために漁業近代化資金等を漁業協同組合等から借り入れた場合の漁業者に対する利子助成	平成30年度 ～平成40年度	千円 40,187								
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度	5,000 5,000 5,000 4,607 4,190 3,773 3,357 2,940 2,523 2,107 1,690								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船取得</td> <td>10年以内</td> <td rowspan="2">年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子助成率	漁船取得	10年以内	年2.0%以内	その他	5年以内		
区 分	期 間	利子助成率								
漁船取得	10年以内	年2.0%以内								
その他	5年以内									
31 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 200 億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成29年度 ～平成42年度	122,400								
32 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	平成30年度 ～平成39年度	12,004								
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内						
期 間	利子助成率									
10年以内	年1.0%以内									
33 企業立地促進費補助	平成30年度 ～平成32年度	900,000								
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度 平成32年度	300,000 300,000 300,000								
34 道路改築事業 (国道324号第二天草瀬戸大橋) 天 草 市	平成30年度	360,000								
35 地域道路改築事業 (国道266号(仮)望薩峠4号橋) 天草市・上天草市	平成30年度	200,000								

事 項	期 間	限 度 額
36 河川等災害関連事業 (御船甲佐線田口橋) 甲 佐 町	平成30年度	千円 500,000
37 実習船熊本丸代船建造事業	平成30年度	1,559,685
38 県立高等学校再編・統合施設整備事業 あさぎり町	平成30年度	343,370
39 東部支援学校(仮称)整備事業 熊 本 市	平成30年度	3,454,989
40 県営農地等災害復旧関連機器賃借	平成30年度 ～平成33年度	48,000
	年次別内訳	
	平成30年度	12,000
	平成31年度	12,000
	平成32年度	12,000
平成33年度	12,000	
41 河川等災害復旧事業 (八代不知火線横江大橋ほか6箇所) 八 代 市 ほか3市町	平成30年度	2,650,000
42 熊本高校災害復旧事業 熊 本 市	平成30年度	142,913
43 第二高校災害復旧事業 熊 本 市	平成30年度	798,949
44 消防学校災害復旧事業 益 城 町	平成30年度	304,298
45 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成29年度 ～平成39年度	元金1,176,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
46 県有施設等管理業務	平成30年度 ～平成33年度	5,586
	年次別内訳	
	平成30年度	1,511
	平成31年度	1,526
	平成32年度	1,535
平成33年度	1,014	

事 項	期 間	限 度 額
47 情報処理関連業務	平成30年度 ～平成34年度	千円 61,108
	年次別内訳	
	平成30年度	59,608
	平成31年度	447
	平成32年度	451
	平成33年度	451
平成34年度	151	
48 事務機器等賃借	平成30年度 ～平成35年度	1,857,626
	年次別内訳	
	平成30年度	461,958
	平成31年度	397,734
	平成32年度	305,238
	平成33年度	305,238
	平成34年度	251,136
平成35年度	136,322	

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
職業能力開発校 整備事業費	千円 73,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
土地改良 国庫補助事業費	2,111,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地海岸保全 国庫補助事業費	364,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
農地防災 国庫補助事業費	474,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	
湛水防除 国庫補助事業費	190,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
造林 国庫補助事業費	163,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
林道 国庫補助事業費	683,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
治山 国庫補助事業費	2,842,000			
保安林整備 国庫補助事業費	229,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	179,000			
漁港 国庫補助事業費	491,000			
観光施設整備 事業費	74,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,705,000			
道路維持 国庫補助事業費	3,843,000			
河川 国庫補助事業費	3,246,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防 国庫補助事業費	千円 2,277,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
河川海岸保全 国庫補助事業費	177,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
港湾建設 国庫補助事業費	449,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
街路 国庫補助事業費	1,167,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
都市公園整備 事業費	227,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
公営住宅 建設事業費	442,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
空港直轄事業 負担金	223,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
農地海岸直轄事業 負担金	397,000	きる。 発行価格が額面		
道路直轄事業 負担金	3,867,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
河川直轄事業 負担金	3,044,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
砂防直轄事業 負担金	871,000	額を限度額とする ことができる。		
港湾直轄事業 負担金	1,499,000			
耕地災害 過年発生国庫 補助事業費	270,000			
治山災害 現年発生国庫 補助事業費	2,000			
治山災害 過年発生国庫 補助事業費	160,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港災害 現年発生国庫 補助事業費	千円 6,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	329,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
公共土木 過年発生国庫 補助事業費	3,519,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
警察施設 過年発生国庫 補助事業費	4,000			
教育施設 過年発生国庫 補助事業費	258,000			
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	344,000			
議会棟整備 事業費	377,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
総合庁舎整備 事業費	362,000			
県庁舎整備 事業費	91,000			
県立劇場整備 事業費	201,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	282,000			
くまもと県民交流館 整備事業費	15,000			
老人福祉施設整備 事業費	179,000			
保健環境科学研究所 整備事業費	7,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉衛生検査所整備事業費	千円 15,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
公害調査機器整備事業費	36,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
動物管理センター整備事業費	1,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
技術短期大学校整備事業費	43,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
農業大学校整備事業費	54,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
家畜保健衛生所整備事業費	206,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
単県治山事業費	56,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
単県漁港整備事業費	48,000	り入れることが できる。		
産業展示場整備事業費	3,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
廃止採石場災害防止事業費	23,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
熊本県民総合運動公園整備事業費	582,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
県有施設保全改修事業費	319,000			
単県道路整備事業費	4,826,000			
単県河川整備事業費	2,593,000			
単県砂防整備事業費	319,000			
単県河川海岸整備事業費	69,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 港 湾 整 備 費 事 業 費	千円 429,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
天 草 空 港 整 備 費 事 業 費	37,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	42,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
単 県 公 園 整 備 費 事 業 費	21,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	1,777,000	発行を含む。)	しを行った 後において	
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業 費	491,000	(その他) 工事その他の都	は、当該見 直し後の利 率)	
教 育 セ ン タ ー 整 備 費 事 業 費	2,000	合により、一部又 は全部を翌年度以		
私 立 学 校 施 設 整 備 費 事 業 費	142,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
県 立 高 等 学 校 整 備 費 事 業 費	3,871,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
文 化 財 保 存 整 備 費 事 業 費	11,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
社 会 教 育 施 設 整 備 費 事 業 費	6,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
県 立 美 術 館 整 備 費 事 業 費	191,000	ことができる。		
総 務 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	92,000			
労 働 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	3,000			
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	23,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁業単年度発生事業費 港県費 災害復旧事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
農林水産施設単年度発生事業費 災害復旧事業費	9,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
林業単年度発生事業費 災害復旧事業費	4,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。		
商工施設単年度発生事業費 災害復旧事業費	1,083,000			
公共土木単年度発生事業費 災害復旧事業費	100,000			
警察施設単年度発生事業費 災害復旧事業費	39,000			
教育施設単年度発生事業費 災害復旧事業費	492,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		
私立学校施設単年度発生事業費 災害復旧事業費	495,000			
臨時財政対策債	35,191,000			
退職手当債	1,395,000			
歳入欠かん債	278,000			

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>災害援護資金 貸付事業費</p>	<p>35,000</p>	<p>政府貸付金の 借 入 れ</p>	<p>無 利 子</p>	<p>据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還</p>
<p>計</p>	<p>97,239,000</p>			

平成 29 年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成 29 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 882,519千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 231
	1 一般会計繰入金	231
2 繰 越 金		50,147
	1 繰 越 金	50,147
3 諸 収 入		832,141
	1 貸付金元利収入	828,421
	2 雑 入	3,720
歳 入 合 計		882,519

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 34,184
	1 中小企業振興資金	34,184
2 公 債 費		598,528
	1 公 債 費	598,528
3 諸 支 出 金		249,807
	1 繰 出 金	249,807
歳 出 合 計		882,519

平成 29 年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 29 年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101,583 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		13,449
	1 繰 越 金	13,449
2 諸 収 入		88,134
	1 貸付金元利収入	88,134
歳 入 合 計		101,583

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		98,117
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	98,117
2 公 債 費		2,140
	1 公 債 費	2,140
3 諸 支 出 金		1,326
	1 繰 出 金	1,326
歳 出 合 計		101,583

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金、及び修業資金の貸付け	平成30年度 ～平成35年度	千円 347,370
	年次別内訳	
	平成30年度	57,895
	平成31年度	57,895
	平成32年度	57,895
	平成33年度	57,895
	平成34年度 平成35年度	57,895 57,895

平成 2 9 年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成 2 9 年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,000,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,767,000
	1 証 紙 収 入	2,767,000
2 繰 越 金		233,000
	1 繰 越 金	233,000
歳 入 合 計		3,000,000
歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成 29 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成 29 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 293,591 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		18,468
	1 使用料	18,468
2 財産収入		167,258
	1 財産運用収入	135
	2 財産売却収入	167,123
3 繰入金		43,275
	1 一般会計繰入金	43,135
	2 基金繰入金	140
4 繰越金		64,590
	1 繰越金	64,590
歳 入 合 計		293,591

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		293,591
	1 高 等 学 校 費	293,591
歳 出 合 計		293,591

平成 29 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 29 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,918,539 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		741,631
	1 使用料	741,631
2 財産収入		1,694
	1 財産売却収入	1,694
3 繰入金		1,007,032
	1 一般会計繰入金	1,007,032
4 繰越金		180,050
	1 繰越金	180,050
5 諸収入		11,132
	1 雑収入	11,132
6 県債		1,977,000
	1 県債	1,977,000
歳入合計		3,918,539

歳 出		
款	項	金 額
1 土 本 費		千円 1,296,463
	1 港 湾 費	1,296,463
2 公 債 費		2,518,999
	1 公 債 費	2,518,999
3 諸 支 出 金		103,077
	1 繰 出 金	103,077
歳 出 合 計		3,918,539

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	1,977,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

平成 29 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成 29 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,410千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
		8,850
	1 財 産 運 用 収 入	8,850
2 繰 入 金		47,955
	1 基 金 繰 入 金	47,955
3 繰 越 金		6,605
	1 繰 越 金	6,605
歳 入 合 計		63,410

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		63,410
	1 港 湾 費	63,410
歳 出 合 計		63,410

平成 29 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 29 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,400,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 県 債		1,400,000
	1 県 債	1,400,000
歳 入 合 計		1,400,000

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		1,400,000
	1 道路橋りょう費	600,000
	2 都市計画費	800,000
歳 出 合 計		1,400,000

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助道路用地 先行取得事業費	千円 600,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 15年以内
国庫補助街路用地 先行取得事業費	800,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
		(借入方法)	方式で借り	償還、満期一括償
		証書借入又は証	入れる資金	還等
		券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
		(その他)	しを行った	上償還をなし、又
		工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	後において は、当該見 直し後の利 率)	は借換えをするこ とができる。
		発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

平成 29 年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成 29 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,489,303 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		140,568
	1 国庫補助金	140,568
2 財産収入		775
	1 財産運用収入	775
3 繰入金		70,284
	1 一般会計繰入金	70,284
4 繰越金		213,260
	1 繰越金	213,260
5 諸収入		1,064,416
	1 貸付金元利収入	1,064,416
歳 入 合 計		1,489,303

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		1,489,303
	1 育 英 資 金	1,489,303
歳 出 合 計		1,489,303

平成 29 年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成 29 年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 793,953 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 999
	1 一般会計繰入金	999
2 繰 越 金		266,560
	1 繰 越 金	266,560
3 諸 収 入		526,394
	1 貸付金元利収入	526,394
歳 入 合 計		793,953

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 313,809
	1 林 業 改 善 資 金	313,809
2 公 債 費		480,072
	1 公 債 費	480,072
3 諸 支 出 金		72
	1 繰 出 金	72
歳 出 合 計		793,953

平成 29 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 29 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,834 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		1,811
	1 一般会計繰入金	1,811
2 繰 越 金		48,634
	1 繰 越 金	48,634
3 諸 収 入		106,389
	1 貸付金元利収入	106,389
歳 入 合 計		156,834

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,834
	1 沿岸漁業改善資金	156,834
歳 出 合 計		156,834

平成 29 年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 29 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 383,267千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		223,200
	1 繰 越 金	223,200
2 諸 収 入		160,067
	1 貸付金元利収入	160,067
歳 入 合 計		383,267

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 200,199
	1 市町村振興資金	200,199
2 諸 支 出 金		183,068
	1 繰 出 金	183,068
歳 出 合 計		383,267

平成 29 年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成 29 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,948,625 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,792,403
	1 負担金	1,792,403
2 国庫支出金		373,500
	1 国庫補助金	373,500
3 繰入金		357,417
	1 一般会計繰入金	357,417
4 繰越金		57,486
	1 繰越金	57,486
5 諸収入		3,619
	1 雑入	3,619
6 県債		364,200
	1 県債	364,200
歳入合計		2,948,625

歳 出		
款	項	金 額
1 土 本 費		千円 2,205,181
	1 流域下水道費	2,205,181
2 公 債 費		732,159
	1 公 債 費	732,159
3 諸 支 出 金		11,285
	1 繰 出 金	11,285
歳 出 合 計		2,948,625

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理施設等) 錦 町	平成30年度	千円 287,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 87,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	52,000	(借入方法) 証券借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
八代北部流域 下水道事業費	121,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 特別会計 借換債	104,200	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	364,200			

平成29年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成29年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,213,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		36,995
	1 財 産 運 用 収 入	36,995
2 繰 入 金		392,353
	1 一 般 会 計 繰 入 金	392,353
3 繰 越 金		97,173
	1 繰 越 金	97,173
4 県 債		687,000
	1 県 債	687,000
歳 入 合 計		1,213,521

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 31,353
	1 工 鉱 業 費	31,353
2 公 債 費		1,158,036
	1 公 債 費	1,158,036
3 諸 支 出 金		24,132
	1 繰 出 金	24,132
歳 出 合 計		1,213,521

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>687,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。</p>

平成 29 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成 29 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,259,787 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 177,566
	1 分担金及び負担金	177,566
2 チ ッ ソ 貸 付 費		1,705,699
	1 諸 収 入	1,705,699
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
4 支 援 措 置 費		6,343,790
	1 国 庫 支 出 金	4,127,175
	2 繰 入 金	1,186,615
	3 県 債	1,030,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		9,259,787

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 365,426
	1 公 債 費	365,426
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,014
	1 公 債 費	5,645,014
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
4 支 援 措 置 費		2,216,615
	1 環 境 費	1,030,000
	2 公 債 費	1,186,615
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		9,259,787

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金</p>	<p>1,030,000</p>	<p>(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

平成 29 年度熊本県公債管理特別会計予算

平成 29 年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,902,477 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		401,382
	1 財 産 運 用 収 入	401,382
2 繰 入 金		64,014,966
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,977,966
	2 基 金 繰 入 金	26,037,000
3 県 債		65,486,129
	1 県 債	65,486,129
歳 入 合 計		129,902,477

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 129,902,477
	1 公 債 費	129,902,477
歳 出 合 計		129,902,477

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	65,486,129	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成 29 年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 160,850,516kWh

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益 1,692,311千円

第 1 項 営業収益 1,605,435千円

第 2 項 営業外収益 86,876千円

支 出

第 1 款 事業費 1,663,949千円

第 1 項 営業費用 1,587,271千円

第 2 項 営業外費用 17,646千円

第 3 項 特別損失 19,032千円

第 4 項 予備費 40,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額928,946千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額185,665千円及び過年度分損益勘定留保資金743,281千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入 2,140,522千円

第 1 項 他会計からの返還金 265,554千円

第 2 項 企業債 1,694,000千円

第 3 項 荒瀬ダム関連交付金等 180,968千円

支 出

第 1 款 資本的支出 3,069,468千円

第 1 項 建設改良費 2,637,450千円

第 2 項 企業債償還金 116,464千円

第 3 項 他会計への繰出金 265,554千円

第 4 項 予備費 50,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
集中監視制御システム更新事業	平成30年度 ～平成32年度	千円 578,321
	年次別内訳	
	平成30年度	148,230
	平成31年度	223,201
	平成32年度	206,890

船津ダム堆砂対策検討業務	平成29年度 ～平成30年度	千円 60,000
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度	40,000 20,000
市房発電所発電設備等更新事業	平成29年度 ～平成31年度	2,975,885
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度 平成31年度	890,561 1,354,324 731,000

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
発電設備更新事業	1,694,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	措置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

第 3 項 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

565,061千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成 29 年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水箇所数 40箇所
- (2) 年間総給水量 8,898,845 m³
- (3) 一日平均給水量 24,380 m³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益			1,092,501千円
第 1 項 営業収益			736,463千円
第 2 項 営業外収益			356,038千円

支

出

第 1 款 事業費			1,176,498千円
第 1 項 営業費用			1,057,363千円
第 2 項 営業外費用			109,135千円
第 3 項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49,848千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,265千円及び過年度分損益勘定留保資金48,583千円で補てんするものとする。）。

収

入

第 1 款 資本的収入			696,084千円
第 1 項 長期借入金			531,028千円
第 2 項 工事受託金			3,425千円
第 3 項 補助金			157,244千円
第 4 項 会計内返還金			4,387千円

支

出

第 1 款 資本的支出			745,932千円
第 1 項 建設改良費			10,493千円
第 2 項 企業債償還金			433,180千円
第 3 項 長期借入金償還金			292,259千円
第 4 項 予備費			10,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第 3 条 支 出

 第 1 款 事業費

 第 1 項 営業費用

 第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 64,403千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、206,410千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成 2 9 年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 9 年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 327,417台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益			134,049千円
第 1 項 営業収益			122,335千円
第 2 項 営業外収益			6,314千円
第 3 項 特別利益			5,400千円

	支	出	
第 1 款 事業費			100,600千円
第 1 項 営業費用			49,600千円
第 2 項 営業外費用			3,000千円
第 3 項 特別損失			45,000千円
第 4 項 予備費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,952千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,774千円及び建設改良積立金22,178千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円

	支	出	
第 1 款 資本的支出			23,952千円
第 1 項 建設改良費			20,952千円
第 2 項 予備費			3,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、10,000千円と定める。

(1) 第 3 条 支 出

 第 1 款 事業費

 第 1 項 営業費用

 第 2 項 営業外費用

 第 3 項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,531千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成 29 年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	44,895人
外 来	26,840人
(3) 一日平均患者数	
入 院	123人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,638,776千円
第 1 項 医業収益			856,426千円
第 2 項 医業外収益			782,350千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,637,536千円
第 1 項 医業費用			1,569,395千円
第 2 項 医業外費用			68,091千円
第 3 項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 342,003 千円は過年度分損益勘定留保資金 342,003 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			342,003千円
第 1 項 建設改良費			129,198千円
第 2 項 企業債償還金			212,805千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	893,040千円
(2) 交 際 費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、100,000 千円と定める。

公 告

熊本県公告第 166 号の 2

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想として熊本県地域医療構想を定めたので、その概要を次のとおり公示する。

なお、熊本県地域医療構想は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課及び各県保健所において縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 章 基本的事項

- 1 誇るべき「宝」である熊本県の医療提供体制の回復・充実に向けて
- 2 地域医療構想策定の趣旨
- 3 構想の策定体制・プロセス

第 2 章 熊本県の現状

- 1 人口の推移・見通し
- 2 医療・介護資源の現状

第 3 章 構想区域

- 1 構想区域の設定の考え方・検討経過
- 2 構想区域の設定

第 4 章 将来の医療需要・病床数の推計

- 1 法令に基づく医療需要及び病床数の必要量の推計
- 2 熊本県における将来の病床数の独自推計
- 3 病床機能報告における報告病床数との比較

第 5 章 構想区域ごとの状況

- 1 熊本・上益城構想区域
- 2 宇城構想区域
- 3 有明構想区域
- 4 鹿本構想区域
- 5 菊池構想区域
- 6 阿蘇構想区域
- 7 八代構想区域
- 8 芦北構想区域
- 9 球磨構想区域
- 10 天草構想区域

第 6 章 将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策

- 1 病床の機能の分化及び連携の推進
- 2 在宅医療等の充実
- 3 医療従事者・介護従事者の養成・確保

第 7 章 地域医療構想の実現に向けた推進体制

- 1 推進体制
- 2 関係当事者の役割
- 3 構想の進行管理